

新ケミカル商事株式会社地域文化支援助成事業の申請について

北九州音楽協会は、新ケミカル商事株式会社より支援を受けています。この支援の主旨を受けて支援金の一部を基金として、会員の活動の場が広がる事により地域文化の向上発展に寄与する事を目的とした助成金事業を行っています。

《対象事業》

福岡県内及び下関市内において、申請する会員が主催し、演奏する演奏会で、多くの市民が音楽に接する機会を提供するために開催する演奏会。ただし、次の場合は助成の対象となりません。

1. 他の機関等から助成金を受ける場合。
2. 慈善活動の寄付を目的として行われる演奏会。
3. 稽古ごと、習いごと等のおさらい会及び発表会。
4. 入場者が特定の人、団体、会等に限定されている演奏会。
5. 他の機関から委託を受けて行う演奏会。

《申請者》

1. 過去3年以上会員（会費未納がない者）であり、対象事業の出演者である事。
2. 採択された場合には次年度から3年以内に本協会の主催する「コンサート響」に必ず出演する事を了承された者。
3. 前年度に当該助成事業の助成金を受けた者は申請出来ません。

《補助金の額》

1. 補助金額は5万円～15万円の範囲内で、助成検討委員会にてその額を決定する。
2. 補助金交付決定後に事業内容に変更が生じた場合は、補助金額が減額になることがあります。

《申請書の提出とその後の手続き》

1. 新ケミカル商事株式会社地域文化支援助成事業を希望する者は所定の用紙による申請書を北九州音楽協会理事長宛てに提出して下さい。
2. 理事長は申請書受理後に助成検討委員会の意見を聞き採択を決定し申請者に通知する。
3. 演奏会終了後、所定の用紙による実績報告書及びプログラム（5部）を提出して下さい。

《採択された場合の留意事項》 **（特に注意して下さい）**

1. 助成の採択を受けた演奏会の実施に際して作成するポスター・チラシ・プログラム表紙の最上段に活字10ポイント以上で「新ケミカル商事株式会社地域文化支援助成事業」の名称を必ず記載する事。（位置は左詰め、中央、右詰め何れでも構いません）。
2. 後援に「新ケミカル商事株式会社」及び「北九州音楽協会」の名称を記載する事。
3. 新ケミカル商事株式会社の広告をプログラムに掲載する事。
4. チラシと招待券10枚を提出して下さい。新ケミカル商事株式会社と助成検討委員会委員に配布させていただきます。
5. 会員の出演者は、プロフィール等に「北九州音楽協会会員」（役員の方は役職名）を必ず明記して下さい。
6. 演奏終了後、所定の用紙による報告書、決算書およびプログラム（5部）を提出して下さい。
7. 上記留意事項に遺漏があった場合は減額の対象になる事もありますので注意して下さい。